

# 群馬県 障害福祉サービス事業所等 指定申請の手引き

(令和6年4月)

- ・ **日中活動系事業所の設立をお考えの皆様へ** ・  
〈生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援〉



群馬県 健康福祉部  
福祉局 障害政策課  
(施設利用支援係)

# 目 次

1. はじめに	1
2. 指定権者（申請先）と障害福祉サービスの種類について	1
3. 申請のスケジュールについて	3
4. 提出書類について	4
5. 指定基準について	4
6. 他法令の遵守について	5
7. 日中活動系事業所の指定基準の概要	6
8. 事業所指定の具体例	7
9. 職員の兼務について	8
10. 各種事務手続について	8
11. よくある質問について	9

（別添）「事業計画書（参考例）」

## 1. はじめに

この手引きは、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な要件や、申請を行う際の手順について説明したものです。具体的な指定基準は各サービスにおいて異なります。

指定基準の概要については、本手引きの「5. 指定基準について」のとおりです。ご不明な点等ありましたら、下記の担当係までお問い合わせください。詳細については、厚生労働省が発出する告示や通知、事務連絡等を参照してください。

※厚生労働省ホームページ…「[ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉](#)」

※本手引きにおいて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年11月7日法律第123号）は「障害者総合支援法」と記載します。  
その他用語については、障害者総合支援法における定義によります。

## 2. 指定権者（申請先）と障害福祉サービスの種類について 令和6年4月現在

障害政策課内 担当係	サービス等種類
地域生活支援係 (TEL : 027-226-2638)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援、 共同生活援助
施設利用支援係 (TEL : 027-226-2632)	生活介護、短期入所、障害者支援施設、 自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、 就労定着支援

※中核市（前橋市・高崎市）内で事業所を設立する場合、指定権者は中核市長になります。  
申請方法等については各中核市にお問い合わせください。

## 障害福祉サービスの種類と内容

種類	共生型の指定を受ける場合の介護保険上のサービス (共生型：既存の設備・人員・定員の範囲内で利用者を受け入れる)	内容	
介護給付	居宅介護	・訪問介護	障害者等の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	・訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する障害者等に、自宅へ入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護を行う。
	同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行う。
	行動援護		知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介護等を提供する。
	重度障害者等包括支援		常時介護を必要とする障害者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う。
	短期入所	・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）	自宅で介護を行う人が疾病等の理由で介護が出来ない場合に、障害者等を短期間施設に入所させ、昼夜の入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護		医療及び常時介護を必要とする障害者等に、主に日中に病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供する。
	生活介護	・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護（通い）	常時介護を要する障害者等に、日中に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。
	施設入所支援		施設に入所する障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。（生活介護等他の日中サービスと併せて、障害者支援施設としての指定を受ける。）
訓練等給付	自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練 ・宿泊型自立訓練（夜間）	・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護（通い）	障害者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、期間を定め、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。自立訓練は機能訓練と生活訓練に分けられており、機能訓練はリハビリテーションや身体機能の維持・回復、生活訓練は生活能力の維持・向上等を行う。
	就労移行支援		就職を希望する障害者に対し、利用期間を定め、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行う。
	就労継続支援 ・A型（雇用型） ・B型（非雇用型）		一般企業に雇用されることが困難な障害者に対し、就労や生産活動の機会を提供を通じ、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。
	就労定着支援		障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者に対し、訪問等行い生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する。
	共同生活援助（グループホーム）		地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行う。

### 3. 指定までの流れについて 日中活動系事業所の指定申請を行う場合

※新規開設をお考えの方は、必ず事前に担当係に連絡し、相談の予約を取ってから来庁してください。

#### 群馬県障害政策課

- ・事業所の指定
- ・事業開始後の運営指導

#### 事業者 (申請者)

##### 事業計画原案の作成

サービス種別、設備・事業用地  
事業内容、人員等について

#### 市町村

- ・サービス利用に係る支給決定
- ・地域のサービス供給量の管理

##### 相談

事業計画原案の内容、設備要件、人員要件等について

##### 原案の見直し

市町村との相談結果を踏まえ見直し

##### 相談

- ・地域でのサービスの需要があるか
- ・支給決定の状況
- ・利用者の見込みはあるか
- ・障害福祉計画を踏まえた現状

##### 計画の具体化

事業計画、収支計画、利用者の見込、有資格の職員配置等について原案を具体化。根拠資料等を用意。

##### 相談・審査

市町村との相談結果を踏まえて計画の見直し、計画の妥当性等を審査

##### 指定申請書の作成

県による事業計画の妥当性を判断後、チェックリストを用いて所定の様式による申請書一式を作成

##### 指定申請書の提出

##### 書類確認

申請書の内容の精査を行う。  
修正も含めた最終的な書類の提出期限は指定日の前々月末まで（4月1日指定なら2月末）

##### 修正指示

##### 指定申請書の修正

必要に応じて、障害政策課からの書類修正指示に沿って、再度書類を提出

##### 現地確認

現地確認を行い、事業所とする建物を確認する。

##### 指定

##### 事業開始

利用者との契約締結、サービス提供開始  
※指定日は原則として毎月1日です。

##### 支給決定

相談支援事業所と連携し受給者証の発行

※事例にもよりますが、事業計画原案の作成から事業開始まで数ヶ月の期間を要しますので、余裕を持ったスケジュールで計画してください。また、安定したサービス提供体制を確保していただくために、事業計画の詳細な説明を求めることがあります。

## 4. 提出書類について

申請書類の様式や、各種チェックリストは群馬県のホームページに掲載されています。下記を参照してください。※ホームページは随時更新しますので、常に最新のものをご確認ください。

※ [群馬県ホームページ](#)…「[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障害児・障害者](#) > [障害政策課](#) > [各種手続き・申請・届出](#) > [障害福祉サービス事業者 指定申請様式一覧](#)」

## 5. 指定基準について

障害福祉サービス事業所の指定を受けるためには、「①人員基準②設備基準③運営基準」の3つの点から、指定基準を満たしている必要があります。

- |  |
|--|
| ①人員基準…事業所に配置すべき従業者の員数や、管理者及びサービス管理責任者の資格要件についての基準。           |
| ②設備基準…事業所で備えるべき設備の基準。  |
| ③運営基準…事業所を運営する際に留意すべきことの基準。利用者負担や工賃、食事、健康管理、事故への対応などについての定め。 |

この指定基準は障害者総合支援法第30条、第43条、第44条、第80条、第84条の定めにより、[群馬県条例](#)※で定めています。

また、この条例は厚生労働省令で定める基準に基づいて定められておりますので、下記 i から iii のとおり、[厚生労働省令](#)を参照してください。

### i 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助

指定基準	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)

### ii 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、多機能型に関する特例 (施設を必要とするものに限り、最低基準が定められている。最低基準以外は i と同様)

指定基準	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
最低基準	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第174号)
解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)

### iii 障害者支援施設

指定基準	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号)
最低基準	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 177 号)
解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号)

※厚生労働省令によらず、群馬県条例で定める独自基準は、以下の 2 点です。

- (1) 個別支援計画作成時の会議議事録の作成義務付け (条例第 96 号第 60 条ほか)  
※事業所運営に際して、サービス管理責任者の方はよくご承知おきください。
- (2) 就労継続支援事業に係る従たる事業所の利用定員の緩和  
(条例第 98 号第 75 条ほか)

#### ※群馬県条例

- ・群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年 12 月 28 日条例第 96 号) (障害福祉サービス事業所 指定基準)
- ・群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年 12 月 28 日条例第 98 号) (障害福祉サービス事業所 最低基準)
- ・群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年 12 月 28 日条例第 97 号) (障害者支援施設 指定基準)
- ・群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年 12 月 28 日条例第 101 号) (障害者支援施設 最低基準)

## 6. 他法令の遵守について

施設を設置して事業所を運営する際には、建築基準法や消防法等の関係法令についても遵守する必要があります。あらかじめ関係行政機関に相談し、指導を受けてください。

- ◇建築に関すること  
管轄の土木事務所、農業事務所等にお問い合わせください。
- ◇消防に関すること  
管轄の消防署にお問い合わせください。
- ◇衛生に関すること  
管轄の保健福祉事務所にお問い合わせください。
- ◇税金に関すること  
管轄の税務署、県税事務所、市町村税務課にお問い合わせください。

## 7. 日中活動系事業所の指定基準の概要

サービスの種類	定員(多機能)	人員配置	設備	運営
生活介護	20人以上 (6人以上)	① <b>医師</b> (必要数。嘱託医の確保でも可。) ② <b>看護職員、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、生活支援員</b> 総数は、利用者の平均障害程度区分に応じ6:1~3:1まで。生活支援員は常勤1人以上、看護職員は1人以上、PT・OTは機能減退防止訓練を行う場合に必要。 ※利用者3で除した数以上配置すると、加算あり。 ③ <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ④ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	生産活動に係る事業の利益は、従事した者に工賃として支払う。
自立訓練	機能訓練	① <b>看護職員、PT、OT、生活支援員</b> 総数は常勤換算で、利用者の数を6で除した数以上。看護職員1人以上、PTorOT1人以上、生活支援員は常勤1人以上。 ② <b>①に加えて生活支援員1人</b> (訪問による訓練を行う場合) ③ <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ④ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	標準利用期間(18ヶ月以内)あり。
	生活訓練	① <b>生活支援員(看護職員)</b> 常勤1人以上で総数は利用者の数を6で除した数以上。看護職員を配置する場合、生活支援員の総数に含む。 ② <b>①に加えて生活支援員1人</b> (訪問による訓練を行う場合) ③ <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ④ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	標準利用期間(原則24ヶ月以内)あり。
就労移行支援	10人以上 (6人)	① <b>職業指導員、生活支援員</b> 総数は利用者数を6で除した数以上。それぞれ1人以上必要で、1人は常勤。 ② <b>就労支援員</b> 利用者数を15で除した数以上で、1人以上必要。 ③ <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ④ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	工賃を支払う。(最低基準なし) 標準利用期間(24ヶ月以内)あり。
就労継続支援	A型	① <b>職業指導員、生活支援員</b> 総数は利用者数を10で除した数以上。それぞれ1人以上必要で、1人は常勤。 ※7.5で除した数以上を配置すると、通常より高い本体報酬が算定可。 ② <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ③ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	雇用契約を結び、利用者に最低賃金を支給。
	B型	① <b>職業指導員、生活支援員</b> 総数は利用者数を10で除した数以上。それぞれ1人以上必要で、1人は常勤。 ※8で除した数以上を配置すると、通常より高い本体報酬が算定可。 ② <b>サービス管理責任者</b> (常勤) ③ <b>管理者</b>	① <b>訓練・作業室</b> (訓練作業に必要な広さ、機械器具を備える) ② <b>相談室</b> (会話等が漏れない間仕切りを設けること。×衝立、ブース) ③ <b>洗面所・便所</b> (利用者の特性に応じたもの。男女の別が望ましい。) ④ <b>多目的室その他運営に必要な設備</b> (作業スペースと別の食堂や、静養室など。)	利用者に工賃を支給。 (1月あたり3,000円以上)
就労定着支援	—	① <b>就労定着支援員</b> 40:1以上(常勤換算)、資格要件なし。 ② <b>サービス管理責任者</b> (常勤) 就労定着支援員との兼務不可。一体的運営の通所との兼務可。 ③ <b>管理者</b>	① <b>事務室及び就労定着支援に必要な設備(本体施設の事務所等を使用することも可能)</b>	対面での支援を月1以上実施 (月1事業主訪問は努力義務)。

※多機能型事業所の場合も各サービスの合計定員は20名以上。  
※赤字はそのサービスに特有の配置。  
※サビ管はその分野の研修を終了していること等が要件。配置上は利用者60人までは1人。その後40人又はその端数ごとに1人以上必要。  
※管理者の資格要件も、それぞれの指定基準で確認すること。

※設備要件は、基準上の定めでは全サービス共通である。サービスの内容や利用者像により、必要となる設備が変わってくるため、事業所の実態に応じたものを考えること。

※赤字はそのサービスに特有の配置

※常勤や常勤換算方法などの用語の定義については、「5. 指定基準について」において示した解釈通知(厚生労働省令)の総論部分をご確認ください。次章で事業所指定の具体例を紹介しております。

※複数サービスを行う多機能型事業所を運営する場合でも、それぞれのサービス単位ごとに基準を満たしている必要があります。

## 8. 事業所指定の具体例

多機能型事業所「生活介護(定員20名)、就労継続支援B型(定員20名)」の指定申請の場合について、具体例を紹介します。それぞれのサービス単位ごとに設置基準を満たす必要があります。※(多機能型事業所の場合も合計定員は20名以上)

### (1) 人員基準

#### < 共通 >

◇**管理者**：原則として専従1人(支障がない場合は兼務可能)

※最低基準第35条(生活介護)及び第72条(就労継続)の、「管理者の資格要件」(社会福祉事業に2年以上従事した者、又は企業を経営した経験を有する者等)を満たすこと

◇**サービス管理責任者**：原則として常勤・専従1人以上(多機能型事業所の場合は兼務可能)

※ア、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了していること

イ、都道府県実施「サービス管理責任者研修」の全課程を修了していること

ウ、実務経験要件を満たすこと

※サビ管の配置は利用者60人までは1人。その後40人又はその端数ごとに1人以上必要。

#### < 生活介護 >

◇**医師**：1人配置

※嘱託医の確保によっても可

(→協力医療機関の契約のみは不可 ※協力医療機関の契約は嘱託医契約の他に必要要件となっている)

◇**理学療法士(PT)又は作業療法士(OT)**：訓練を行う場合必要数を配置

◇**看護職員**：1人以上配置

(常勤換算で1以上配置した場合は加算の対象となる)

◇**生活支援員**：生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)

◇**看護職員、PT、OT、生活支援員の総数**：常勤換算6人以上

※20名の利用者の平均程度区分に応じ算出。(平均程度区分は5と推定されると仮定)

利用者数18(定員の9割)を3で除した数以上  $18 \div 3 = 6$

#### < 就労継続支援B型 >

◇**職業指導員、生活支援員**：常勤換算3.0人以上(1人以上は常勤)

※利用者数18(定員の9割)を6(報酬区分Ⅱであれば7.5)で除した数以上

$18 \div 6 = 3$

### (2) 設備基準

◇**訓練・作業室**：作業に必要な広さを有し、必要な機械器具等を備えていること。

※生活介護利用者と継続B型利用者それぞれについて、区分された作業スペースが必要。

※作業内容が事業所ごとに異なるため、「1人あたり何㎡以上」という数値基準はないが、目安として最低でも3㎡を確保すること。

※設備要件は、サービスの内容や利用者像により必要となる設備が変わってくるため、事業所の実態に応じたものを考えること。

◇**相談室**：間仕切り等により独立しており、プライバシーが確保された空間であること。

◇**洗面所、便所**：利用者の特性に応じたもの ※男女別で合計2つ以上あることが好ましい。

◇**多目的室**：支援に支障のない場合、相談室と兼ねることもできる。

◇**構造設備**：利用者の特性に応じて工夫され、かつ日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に

関する事項及び防災について十分考慮されたものであること

### **(3) 運営基準**

安定したサービス提供体制を確保して利用者の健康や衛生にも配慮し、各個人の特性に応じたサービスの提供を図ることはもちろん、事業の収支についても中長期的な視点で運営計画を立てる必要がある。それぞれのサービスの「指定基準・解釈通知・最低基準」に定められている「運営に関する基準」をよく確認すること。

### **(4) その他**

#### ◇出張所について：

指定障害福祉サービス事業所等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、一体的に運営が行われること等の要件を満たす場合は、事業所に含めることができる。

#### ◇従たる事業所及び異なる場所で複数のサービスを実施する場合について：

「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと等の要件を満たす場合は、一の事業所とすることができる。

## 9. 職員の兼務について

事業所の管理者やサービス管理責任者は、原則として他の職種との兼務が認められていませんが、本来の業務に支障がないときなど、例外的に認められる場合があります。また、管理者やサービス管理責任者、直接処遇職員のそれぞれの兼務の可否、その際の基準上の常勤換算上の算定方法など、サービスごとに扱いが異なる場合があります。

これらの詳細については指定基準の解釈通知及び最低基準で説明されていますので人員基準を考える際に兼務での職員配置をお考えの場合は、それぞれのサービス種別における基準を確認する必要があります。

## 10. 各種事務手続について

事業所の指定を受けて運営を開始する前に、法人が運営上の体制を整えておく必要があります。理事会に諮り法人としての意思決定を行うことや、定款変更の認可や登記の変更などの手続きに時間を要する事務もありますので、早めの準備をお願いします。

社会福祉法人の場合、具体的に必要となる手続きや、その申請方法等については、群馬県健康福祉部が作成している「社会福祉法人の手引き」や、「社会福祉法人・福祉施設運営の手引き」をご参照ください。また、事業所を運営する際には、加算や職員配置、協力医療機関等の体制が変更になる場合、各種届出が必要になります。様式は群馬県のホームページに掲載されていますので、必要に応じてご確認ください。

※「社会福祉法人の手引き」…群馬県ホームページ「[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [社会福祉](#) > [地域福祉課](#) > [社会福祉法人・社会福祉施設](#) > [社会福祉法人の手引き](#)」

※「社会福祉法人・福祉施設運営の手引き」…社会福祉法人群馬県社会福祉協議会発行。入手方法は群馬県社会福祉協議会にお問い合わせください。

※「各種届出様式」…群馬県ホームページ「[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障害児・障害者](#) > [障害政策課](#) > [各種手続き・申請・届出](#) > [障害福祉サービス事業者 指定申請様式一覧](#)」

## 11. よくある質問について

**Q 生活支援員、職業指導員などの直接処遇職員は、資格が必要か。**

→資格は不要だが、障害者の支援には専門的な知識や理解などを要する場面が多々ある。直接処遇職員のうち、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ有資格者を一定割合以上配置することで、手厚い支援を行った場合に、加算が算定される制度がある。

**Q 利用者はどのように集めれば良いのか。**

→市町村の障害福祉担当課、地域の特別支援学校および心身障害者福祉センターに日中活動支援の利用希望者の見込などを相談すること。利用者は市町村で支給決定を受ける必要があり、地域における需要や今後の利用者見込等についても相談できる。

**Q 事業所を利用出来る障害者の定義はどのようなものか。**

→各サービスごとに、対象となる障害者の定義が決められている。詳細については厚生労働省発出の報酬告示の各サービス部分を参照のこと。

※厚生労働省報酬告示…「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)」

**Q 事業所運営の資金はどうするのか。**

→障害者総合支援法第 29 条の定めにより、事業所の利用実績に応じて自立支援給付費が支給される。この給付費が法人及び事業所の運営資金となる。金額については厚生労働省告示を参照のこと。厚生労働省告示…「上述の報酬告示(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)」

**Q 自立支援給付費から利用者の工賃を支払ってよいか。**

→自立支援給付費を工賃に充てることはできない。生産活動を行う日中活動系事業所においては、生産活動による収益は「就労会計」に従って厳格に利用者に分配していただく必要がある。厚生労働省ホームページ掲載資料等、参考されたい。

※厚生労働省ホームページ「[就労支援事業会計の運用ガイドライン](#)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>

**Q 日中活動系の事業所では、サービス提供時間帯を通じて基準上必要な職員配置の確保が必要か。**

→原則として必要であるため、緊急時に配置できる職員が不足した場合も配置できるよう努力していただくことになる。(職員の配置は余裕をもって行っていただくことが望ましい。)

**Q その他よくある質問について**

→厚生労働省のホームページに、過去に発出された事務連絡が掲載されている。

※厚生労働省ホームページ…「[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#)  
> [障害福祉サービス等](#) > [障害福祉サービス等に関するQ&A](#)」

# 事業計画書（記載例）

## 1. 運営主体

法人格	社会福祉法人ぐんまちゃんの家
法人所在地	群馬県伊勢崎市
既実施事業	有 ※有の場合 現在の実施事業 → 生活介護
連絡先	TEL: 027-226-2632 ----- Mail: gunmachannoie@gunma.jp

## 2. 指定申請予定の事業所の概要

事業所新設予定地	群馬県伊勢崎市
事業所用不動産※物件が決まっている場合は、平面図を添付	土地: 自己所有 ----- 家屋: 賃借
サービスの種別 <small>（多機能の場合は全て記入）</small>	就労継続支援 B 型
開設予定時期	令和6年4月
主たる対象者	知的障害者、精神障害者、身体障害者
定員（利用予定者数）	20人
利用者確保の見込み	近隣の特別支援学校や障害者就業・生活支援センターへ聞き取りした結果、以下のとおり見込む。また、●●市の障害福祉計画も参考にした。 4月～7月: 9名 8月～11月: 17名 12月～3月: 20名
具体的な作業内容	① 梱包業務 地元企業から請け負った製造品の検品や梱包作業を行う。集中力や体力の向上を図る。 ② 清掃業務（施設外就労） ●●ビルのトイレ清掃、ゴミ収集等を年間を通して請負。（別紙委託契約）美化の意識、清掃業務の技術習得を図る。

## 3. 人員配置、運営について

要資格者	管理者: 管理者予定者が社会福祉法、群馬県条例で定める管理者の資格要件を満たす ----- サービス管理責任者: 実務経験のある法人職員が、令和5年度に実践研修を受講済み ----- その他資格者: なし
職員研修計画	適切な利用者支援ができるよう次の研修を行う。 ① 人権、虐待防止研修（外部講師）② 介護技術研修③ 障害者就労支援研修④ 資格研修 その他、他事業所との交換研修等行う。研修回数 6回/年
収支計画	（運営費および就労系事業所の工賃等の計画案についての計画書を添付）
その他 （今後の展望など）	目標工賃達成指導員を雇用し、生産活動を見直し、賃金向上に繋げたい。

(参考様式)

# 記載例

## 収支予算書

(令和6年4月～令和7年3月) 1年間

事業所名		就労継続支援B型事業所ぐんまちゃんの家												
		(単位：円)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者見込人数 (a)		3名	5名	7名	9名	11名	13名	15名	17名	20名	20名	20名	20名	160名
月平均利用額 (b) (1人当たりの報酬額)		125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	160名
収入見込み														
自立支援給付費受入額 (a×b)				375,000	625,000	875,000	1,125,000	1,375,000	1,625,000	1,875,000	2,125,000	2,500,000	2,500,000	15,000,000
借入金・自己資金		5,500,000												5,500,000
諸収入														0
合計(A)		5,500,000	0	375,000	625,000	875,000	1,125,000	1,375,000	1,625,000	1,875,000	2,125,000	2,500,000	2,500,000	20,500,000
人件費		1,085,000	1,085,000	1,615,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000	1,615,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000	14,080,000
旅費、交通費		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	600,000
事務所賃借費		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,800,000
通信費		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
諸経費		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,200,000
合計(B)		1,395,000	1,395,000	1,925,000	1,395,000	1,395,000	1,395,000	1,395,000	1,395,000	1,925,000	1,395,000	1,395,000	1,395,000	17,800,000
収支(A-B)		4,105,000	-1,395,000	-1,550,000	-770,000	-520,000	-270,000	-20,000	230,000	-50,000	730,000	1,105,000	1,105,000	2,700,000

※ 月平均利用額(1人当たり)及び、人件費の積算根拠を記載してください。

【月平均利用額(1人当たり)の積算根拠】基本報酬(590単位)×基本単位【I型・定員20人以下】+15単位【福祉専門職員配置等加算【I】】+20単位【送迎加算【II】往復】×20日×10円

＝125,000円

※ 確実に取得できる加算のみ記載可能。

【人件費の積算根拠】(労働・社会保険料)の事業者負担分も含めて計算すること  
 ①管理者〔役員報酬180,000円(勤務時間相当の額)〕+②サービス管理責任者〔月給240,000円〕+③常勤従業員〔月給170,000円×2人=340,000円〕+④非常勤従業員〔時給1,000円×5時間×15日×3人=225,000円〕+労働・社会保険料〔100,000円〕=1,085,000円

※ 配置人員を明らかにすること。

※ 支出の費目は、行を追加する等、より詳細に記載して差し支えありません。

※ 他事業との共通経費などは、収入控分するなど、適切な内容で計上してください。

※ 介護報酬は、国保連に請求した月の翌月末に振り込まれます

(例：4月サービス提供分は、5月に請求し、6月末に振り込まれます。)

※ 経費には、消耗品費、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、借入金返済、レンタル料等が見込まれます。

(参考様式)

# 記載例

## 就労支援事業会計 収支予算書

(令和6年4月～令和7年3月) 1年間

事業所名 就労継続支援B型事業所ぐんまちやんの家  
(単位：円)

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	計算根拠等	
就労支援事業収入	○作業収入	14,112	23,520	32,928	42,336	51,744	61,152	70,560	79,968	89,376	94,080	94,080	752,640	14円/個×開所日(21日)×20個/日×稼働率80%	
	○制作品収入	3,000	5,000	9,000	10,000	14,000	15,000	16,000	20,000	20,000	20,000	20,000	172,000	1000円/個×1~2個/月	
	○〇〇作業収入	0	0	50,000	70,000	70,000	80,000	100,000	120,000	120,000	140,000	160,000	160,000	1,070,000	200円/個×250~800個(利用人数及び習熟度等による)
	施設内作業収入 小計	17,112	28,520	91,928	122,336	135,744	156,152	186,560	219,968	234,080	254,080	274,080	274,080	1,994,640	積算根拠を記載すること。
施設外就労	公園清掃	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,000	委託 10,000円/月	
	農業	0	0	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	252,000	時給 700円×週3日×2時間×6名	
	施設外就労収入 小計	0	10,000	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	362,000	1人 3000円/月以上とすること。	
収入計(A)	17,112	38,520	127,128	157,536	170,944	191,352	221,760	255,168	269,280	289,280	309,280	309,280	2,356,640	4月~6月 4000円/人、5~10月 6000円/人、11月~3月 8000円	
就労支援事業経費	利用者工賃(賃金)	12,000	20,000	28,000	36,000	66,000	78,000	90,000	136,000	160,000	160,000	160,000	1,106,000	4月~6月 4000円/人、5~10月 6000円/人、11月~3月 8000円	
	材料費	1,000	2,000	4,000	4,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	75,000	原材料費、包装等	
	事務費	0	1,000	4,000	4,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	73,000		
	雑費	0	10,000	40,000	70,000	50,000	60,000	70,000	60,000	50,000	70,000	80,000	650,000	機材保守費等	
	修繕費	0	0	40,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	310,000	積算根拠、詳細を記載すること。	
	水道光熱費	3,000	4,000	5,000	8,000	8,000	7,000	6,000	5,000	6,000	8,000	8,000	76,000		
	支出計(B)	16,000	37,000	121,000	152,000	170,000	191,000	212,000	247,000	262,000	284,000	294,000	304,000	2,290,000	
差引収益(A-B)	1,112	1,520	6,128	5,536	944	352	9,760	8,168	7,280	5,280	15,280	5,280	66,640	【原則】生産活動収入-生産活動に係る経費=利用者に支払う賃金・工賃	

※ 科目は、就労支援会計基準等で作成してください。  
 ※ 行が足りない場合は、適宜追加して使用してください。  
 ※ 申請するサービスサービスタビュに表を分けてください。